

(区長答弁)

1 区長の施政方針について

(1) 令和7年度に向けた考え方について

まず、これまでの取組の評価ですが、ご紹介いただいた施策のほか、保育所待機児童への対応、隅田公園をはじめとした公園整備、SIC等を拠点とする産業集積のアップデートなど、区民・区議会のみなさんのご理解とご協力をいただきながら、着実に区政を進めてきました。

就任当時、26万人弱だった人口が、直近では28万7千人を上回るまで増加し、それに伴う歳入増や行財政改革の取組により、財政基盤を強化することができたと考えています。「ひと、つながる。墨田区」を掲げ、地域課題の解決に向け、多様な主体と積極的に連携できる関係づくりなど、新型コロナウイルス感染症対策に代表されるように、具体的な成果が表れていると受け止めています。

次に、現基本計画をどのように評価し、次のステージにつなげていくのかについてです。

本計画については、各施策の指標ごとに、来年度実施する区民アンケートの結果を含め分析し、その達成度を測り、課題を整理したうえで、総合的に評価していきます。今後は、本区ならではの強みを伸ばすという視点に立ち、それらの評価を基に課題解決に向けた具体的な施策を検討するなど、次期基本計画の策定に反映させていきます。

次に、次期基本構想・基本計画における重点施策についてです。

不確実性が高まる社会情勢の中、持続可能なすみだを実現するためには、区民一人ひとりが地域の課題を考え、主体的に行動する住民自治の意識を醸成していくことが重要であると考えています。次の10年間においても、「人と人とのつながり」を軸に地域課題を解決する取組を重点施策として位置付け、基本構想におけるまちの将来像を実現していきます。

次に、副区長の複数選任についてです。

まず、現在の検討状況や、役割・人選についてです。

副区長は、区長を補佐し、政策や企画立案、職員の事務監督など重要な責務を担うほか、複雑・多様化する行政課題に迅速に対応していくため、全庁的な調整を総合的に行うなど、重要な職責を担っています。

また、区政を推進していく上で、国や都のほか、他自治体、民間企業など様々な主体との連携が重要であり、これまで以上に関係機関との調整や、折衝の頻度や密度を高める必要があることから、現在、具体的な人選を進めているところです。

二人目の副区長については、今後さらに、区内各地域におけるまちづくりの動きが加速化していくことから、まちづくりの分野で専門的な知見やネットワークを有する人材を想定しており、担任事項については、都市計画や都市整備などの部門を中心に検討しているところです。

なお、選任同意議案については、人選が整い次第、今定例議会に追加提案を予定しています。

(2) 今後の財政計画について

まず、現在の財政状況を踏まえた財源見通しですが、歳入環境は、引き続き、堅調に推移

するものと見込んでおり、7年度予算案でも区政の重要課題に対して積極的な対応を行ったところではあります。

中長期的には、国際情勢の影響等、不確定な要素を含んでいると認識しており、引き続き、行財政改革に取り組むとともに、急激な経済情勢の変動などに対しては、国や都の制度、財政調整基金も活用することで、安定した財政運営を行ってまいります。

次に、次期基本計画における財政計画の考え方についてです。

これまで行財政改革に取り組む中で、本区の財政基盤を強化し、基金や起債残高も基本計画目標を維持してきましたが、ご指摘のとおり、今後も多額の資金を要する行政課題があります。

次期基本計画における財政計画では、基金や起債も適切に活用しながら、積極的な施策展開を行ってまいります。

(3) 総合的人事戦略について

まず、職員厚生室については、リニューアルにより、職員の業務効率、生産性、満足度を高めることで、住民サービスの質の向上、離職者の減少、本区への就職志望者の増加につながると考えています。室内のゾーニングを見直し、スペースを有効活用することで、より多くの職員がリフレッシュできる空間を創出し、職員間のコミュニケーションの活性化を図ります。

また、職員アンケートを実施して意見を集約し、令和7年度末の開設に向けて整備を進めてまいります。

次に、カスタマー・ハラスメント対策の具体的な取組についてです。

区としても、業務の円滑な遂行と職員保護の観点から重要な課題と考えており、都条例の施行に合わせ、今後、取組を強化してまいります。具体的には、対策の基本方針を明確化し、職員への周知と外部公表を行うほか、総務部内に新たな組織を設置し、対策全体の所管と職員からの相談窓口を一元化します。

さらに、初期対応や、警察、弁護士との連携、法的手続きの方法等を示したマニュアルを作成し、統一的な対応を目指します。外部弁護士を活用した法的な対応体制の強化のほか、外部専門機関と連携し、被害を受けた職員へのケア等を実施します。

事業者として防止対策に積極的に取り組むとともに、必要に応じて都区間での連携も図り、より効果的な対策の実現に努めてまいります。

2 「こどもまんなかすみだ」について

(1) 5歳児健康相談について

区では今年度、子育て、福祉保健、教育部門による庁内横断的な検討会を立ち上げ、先進自治体の情報収集を行うなど、詳細な検討を進めてきました。

近年、発達に知見を有する小児科医師の確保が困難な状況にあることから、医師会からの助言も踏まえ、多職種連携による5歳児健康相談を開始することとしました。

具体的には、区内で4歳6か月を迎える子どもがいる家庭に日頃の様子に関するアンケートを実施し、その結果に応じて、相談会をご案内します。相談会では、心理士や保健師、教育関係者などの専門チームによる行動観察や評価を行った上で、小児専門医師などによる個別

相談につなげ、保護者の不安解消や子どもの発達支援を行います。

また、個別のケースに応じて、地域の医療機関、児童発達支援センター、教育センターなどを活用しながらフォローアップを行い、円滑な就学につなげていきます。

今後の実施内容の充実に向けては、専門医師を含めた検討会を新たに立ち上げ、事業の検証を行い、課題を整理しながら、子どもの健やかな成長につながる方策について検討していきます。

(2) 保護者負担の軽減について

まず、修学旅行等の無償化の実施に至った経緯についてです。

修学旅行と日光移動教室は、学校生活を共にした仲間たちと最後の学年で行う貴重な学校行事です。全員で最高の思い出をつくり、文化や自然との触れ合いを通じて人生の糧となる経験を得てほしいという思いから、実施することとしました。

昨今、宿泊施設を含む様々な価格が高騰している状況を踏まえ、公費で負担することにより、内容の充実を図ることができるとともに、誰一人、経済的な理由で参加できない児童、生徒が出ないように、区が責任をもって実施したいと考え決断しました。

再来年度以降については、社会情勢や財政状況も考慮する必要がありますが、継続したいと考えています。

次に、私立学校等への支援についてです。

本事業は、区立学校において、児童・生徒の体験機会の確保等、学校行事として内容の充実を図ることを主たる目的としています。

一律的な保護者負担の軽減については、誰もが同じように負担する昼食費の負担軽減とは性質が異なること、修学旅行等は、学校の設置者それぞれの考えに基づき実施されるものであることから、現時点で実施は考えていませんが、今後その実態の把握に努めていきます。

次に、「無償化」という言葉を使った意味についてです。

学校給食費については、法の経費負担区分の規定に基づき、義務教育全体の中で、国が制度や財源に責任を持って実施すべきものであると考えていますが、物価高騰等による保護者負担の軽減の必要があることから徴収免除としています。

一方、修学旅行等は、これまで私費負担としていたものを区の判断により、公費負担に改めたため、「無償化」としました。

今後も、子どもや保護者等の意見も伺いながら、教育委員会と連携し、子どもたちの健やかな成長を支援する施策を積極的に展開していきます。

次に、私立幼稚園における昼食費補助事業についてです。

来年度から、私立幼稚園児の保護者負担の軽減策として、給食やお弁当の経費に対する補助を実施することとしました。

本事業は、私立幼稚園の教育方針を尊重しつつ、食育を通じた幼児教育の充実や、保護者の負担軽減を目的として、実施していきたいと考えています。

(教育長答弁)

(2) 保護者負担の軽減について

まず、修学旅行及び日光移動教室の無償化による教育的効果についてです。

修学旅行や移動教室などの宿泊行事は、日常と違う生活環境の中で見聞を広め、文化や自然などに親しむとともに、集団生活を通じて、自己の役割と責任を遂行させることで、集団の一員としての自覚を高めること、そして、教師と児童生徒、児童生徒相互の人間関係を深め、学校生活の充実を図るなど、様々な効果が期待できる、重要な学校行事です。これを無償化することで、経済的な理由で参加できない児童生徒を出さず、全員で実施できること、また、現在有料の文化施設への拝観や様々な体験活動が行われており、これを公費で負担することで、より幅広く、充実したものとすることができると考えています。

次に、区立幼稚園の昼食費補助事業に期待している効果です。

区立幼稚園では、教師や他の幼児と食べることを楽しみ、食べ物への興味や関心を持つようにし、日常の食事を大切にする態度を育む教育をしています。昼食費補助事業を通じて、保護者負担の軽減を図るとともに、季節を感じる食材などを使った、子どもたちが喜ぶ昼食作りを支援することで、食に関する教育を更に深めることができると考えています。

(区長答弁)

3 “夢” 実現プロジェクトの推進について

(1) すみだ保健子育て総合センターについて

まず、職員の生産性の向上についてです。

本施設を最大限に活用し、より良い区民サービスが提供できるよう若手職員を中心とした「オフィス改善委員会」を新たに設置しました。委員会ではそれぞれの部署で抱える働き方に関する課題を共有し解決策を検討し、その内容を施設の全職員で共有することで、新しい働き方の浸透と生産性向上を図っていきます。

次に、保健、教育、子育て部門の連携強化のための取り組みについてです。

複合施設のメリットを活かして、事業連携や情報共有を徹底し、専門職の相互交流や多職種連携による支援体制の強化などにより、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援につなげていきます。

次に、サービス改善に向けた具体的取組についてです。

開館後3カ月が経過し、区民の皆さんからは施設が新しく、快適に利用できると一定の評価をいただいています。

現在実施中の利用者アンケートの結果を踏まえ、施設運営の改善に繋げていくとともに、ウェブサイトやSNS等による情報発信の強化や、電子申請などのDXの推進にも積極的に取り組んでいくことで、区民の認知度を高め、さらなるサービス向上に努めていきます。

次に、都による江東区単独での児童相談所設置に対する区への影響についてです。

本区はこれまで、都区共同サテライトオフィスにおいて、都児童相談所と連携した体制を構築してきており、今後、管轄に変更がある場合でも、引き続き、都との緊密な連携の下、児童相談体制への影響が生じないよう努めていきます。

次に、児童相談体制の強化に向けた、都児童相談所との連携についてです。

昨年11月以降、所長をはじめ、墨田地区担当職員が毎週定期的にサテライトオフィスでの

業務にあたっており、情報共有の迅速化、専門性を活かした困難事案へのアドバイス、合同での児童及び保護者面接、家庭訪問等を通じ、虐待等への対応支援を行っています。

今後は、母子保健及び教育部門を交えた関係者会議の開催、都区合同研修や事例検討等を通じて、都児童相談所との連携をさらに推進します。

これにより、職員の専門性の向上を図るとともに、迅速かつ確実な相談体制を構築し、虐待等のリスクの早期発見及び未然防止に取り組んでいきます。

(2) 高齢者の心身の健康増進に対する支援について

今後の高齢者の健康づくりの取組や、介護予防、フレイル予防の施策についてです。

まず、高齢者の健康づくりについてですが、すみだ保健子育て総合センターでは、年齢を問わず区民全体を対象とした参加型の健康づくりに関する事業として、口腔ケアや食生活などをテーマとした健康セミナーを開催しており、引き続き、高齢者を含む幅広い世代の健康意識向上と生活習慣の改善を図っていきます。

また、介護予防、フレイル予防の施策については、介護予防サポーターや民間事業者、医療・介護関係者等、地域の協力を得ながら、高齢者自主グループによる「通いの場」を充実させ、人と人とのつながりを通じて、通いの場が広がっていくような地域づくりを推進していきます。

さらに、すみだ保健子育て総合センターにおいて、健康づくり事業と連携した介護予防、フレイル予防の実施を検討していきます。

(3) 旧本所・向島保健センターの跡地活用について

まず、旧本所保健センターについては、来年度、建物を解体し、複合施設として再整備するよう検討を進めています。

令和11年度の開設を目指し、都有地の取得に向けた協議を進めるとともに、施設規模や必要な機能などの与条件整理を行い、他自治体の事例を参考にしながら施設のあり方を検討し、基本設計に反映していく予定です。

次に、旧向島保健センターについてです。

当該建物は区営住宅との複合施設であり、築後57年が経過しているため、建物構造や法令上の用途などを踏まえ、どの程度の改修が可能か、総合的に判断する必要があります。

現在、北部地域において早急な対応が求められている「病児保育」や、精神障害の方の地域における生活を支援する地域活動支援センターの開設を目指し、検討を進めているところです。

(4) 災害対策におけるDXについて

まず、各自治体が災害用物資の備蓄状況を公表する意義についてです。

各自治体が備蓄状況を公表することは、防災対策の透明性向上に寄与するとともに、行政と住民が協力して災害対策を検討する契機になると考えています。本区では毎年、地域防災計画に備蓄状況を反映し、区ウェブサイトや各種訓練で紹介しており、今後もこれらの取組を通じて、区民の防災意識と行動力の向上に繋げていきます。

次に、本区における防災上の課題と改善策についてです。

災害発生時に、地域や関係機関と連携し、区民の生命や財産を守るため、迅速かつ適切

な対策を実施する体制や、システムの充実が課題であると認識しています。

来年度は、災害対策・DX 調査特別委員会でのご意見も踏まえ、システム強化を図り、発災時の対応力を強化します。具体的には、備蓄状況や受援物資を適時把握し、迅速に供給できる備蓄物資管理システムや、地図情報と連携した要支援者名簿管理システムを導入し、適切な支援を可能とする仕組みを構築します。

今後も、計画的に DX を推進するなど、防災力を強化し、災害時の対応能力の向上を図っていきます。

(5) 民泊への対応について

まず、監視指導體制の強化についてです。

適正な施設運営の確保のため、警察官 OB を新たに調査員として配置し、監視指導體制を強化します。具体的な役割としては、法で規定された標識や緊急連絡先等の掲示について確認し、不適切な宿泊施設に対しては改善指導や、その後の確認を徹底することで、区民の皆さんの不安解消につなげていきます。

次に、条例の制定についてです。

区民が安心して暮らせる生活環境や民泊事業の適正な運営を確保するために、民泊事業に対する一定の規制強化など、議会の議論を踏まえ、実効性のある取組が必要であると考えています。

条例制定にあたっては、住民説明の徹底、苦情対応、事業実施日の制限、既存施設の取扱いなど様々な課題があることから、区や事業者、宿泊者の果たすべき役割を明確化した上で、具体的な内容を規定していきたいと考えています。

今後、弁護士や警察・消防など関係機関を交えた検討会を立ち上げ、課題を丁寧に整理しながら、詳細な検討を進めていきます。制定時期については、令和 7 年度中の条例提案を目指します。

(6) 産業振興施策について

まず、DX 推進事業は、長引く物価高騰など、区内事業者のおかれた現状に速やかに対応するため、国の地方創生臨時交付金を活用し、今定例議会での補正予算により、迅速に実施したいと考えています。

ローコード・ノーコードツールアプリの導入や、AI を活用した取組などへの補助だけでなく、すみだビジネスサポートセンターが伴走型で支援することで、実効性を確保し、DX による事業者の業務効率化や、生産性向上につなげていきます。

本事業は、来年度も継続的に実施する予定ですが、それ以降についても経済状況や効果の検証等を行いながら、適切に判断していきます。

次に、デジタル決済促進事業についてです。

今年度、新たなスキームで実施した「すみだプレミアム付デジタル商品券」事業は、区民への優先販売という手法を初めて導入し、区内で 10 億円以上の消費が図られ、区民還元と共に商業振興に大きな効果があったと認識しています。

一方で、商品券の販売単位の在り方や、個店と大型店で使用できる商品券の発行割合などの検討事項もあると認識しています。

来年度予算については、物価高騰が続く状況下で、一層の事業者への支援、消費喚起等の観点から、事業実績を踏まえ約1.4倍の3億円としました。今後、事業効果を詳細に分析し、課題を整理した上で、次の定例議会で報告します。

***本要旨は聞き取りによるもので公式なものではありません。**